

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会

第 1 回広報・県民共創専門委員会

令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火） 1 4 時～

山梨県立図書館 1 F イベントスペース（東面）

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会

第 1 回広報・県民共創専門委員会

資料目次

1 経過報告

- (1) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の概要（資料 1）・・・P1
- (2) これまでの大会開催準備経過（資料 2）・・・P4
- (3) 山梨県準備委員会の概要（資料 3）・・・P5
- (4) 広報・県民共創専門委員会の主な審議事項とスケジュール（予定）（資料 4）
・・・P12

2 審議事項

- 第 1 号議案 広報基本方針（案）・・・P13
- 第 2 号議案 広報基本計画（案）・・・P14
- 第 3 号議案 愛称・スローガンの募集・選定等（案）・・・P15
- 第 4 号議案 マスコットキャラクターの選定・制作等（案）・・・P21

3 資料

- 山梨県準備委員会会則・・・P23

国民スポーツ大会の概要

1 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性 格

国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典

3 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）、文部科学省、開催地都道府県

*各競技会は、JSP0 加盟競技団体、会場地市町村を含む。

4 開催方法

都道府県持ち回りで、毎年開催（冬季大会・本大会の順に開催）

5 開催順序（本大会）

都道府県を3地区・9ブロックに区分し、輪番で開催 ※本県「東地区・関東ブロック」

※1巡目：S21～S62（本県開催：S61）・2巡目：S63～R17

6 近年の開催県

開催年	回	開催県	開催年	回	開催県
令和元年	74	茨城県	令和9年	81	宮崎県
2年	75	(鹿児島県)※1	10年	82	長野県
3年	76	(三重県)※2	11年	83	群馬県
4年	77	栃木県	12年	84	島根県
5年	特別	鹿児島県	13年	85	奈良県
6年	78	佐賀県	14年	86	山梨県
7年	79	滋賀県	15年	87	鳥取県
8年	80	青森県	16年	88	沖縄県
※1:R5に延期、※2:中止			17年	89	三重県

7 開催時期・開催期間（規定）

(1) 冬季大会 12月～2月末日・5日間以内 ※例年1月下旬～2月下旬の間

(2) 本大会 9月中旬～10月中旬・11日間以内 ※一部競技の会期前実施の実績あり

8 実施競技（令和10年～13年の大会）

No.	競技区分	数	競技形式	天皇杯・皇后杯
1	正式競技(冬季大会3・本大会37)	40	都道府県対抗	成績の対象
2	特別競技(高校野球)	1	中央競技団体の考え方による	成績の対象外
3	公開競技(綱引等)	8	中央競技団体の考え方による	
4	デモンストレーションスポーツ	任意	開催県が県民を対象に開催	

※ No.1～3の実施競技は、JSP0が4年ごとに見直している。

9 参加者数（R6佐賀県大会実績）

(人)

実施競技	競技数	都道府県選手団	競技役員・補助員	計
正式競技・特別競技	38	21,247	13,638	34,885
公開競技	7	2,069	509	2,578
デモンストレーションスポーツ	28	3,354	1,271	4,625
計		26,670	15,418	42,088

全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会の歩み

「全国身体障害者スポーツ大会」（昭和40年～）と「全国知的障害者スポーツ大会」（平成4年～）を統合した大会として、平成13年に第1回大会を開催

2 目的

障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。

3 主催

文部科学省、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）、開催地都道府県・指定都市、開催地市町村及び関係団体

4 主管

開催地都道府県の関係競技団体・JPSA登録競技団体等

5 開催地

国民スポーツ大会本大会の開催都道府県

6 開催時期・期間

国民スポーツ大会本大会の直後（例年10月下旬）・3日間

7 実施競技

14競技（個人競技7・団体競技7） ※団体競技は都道府県・指定都市対抗

個人競技					団体競技				
No.	実施競技	身	知	精	No.	実施競技	身	知	精
1	陸上競技	○	○		1	バスケットボール		○	
2	水泳	○	○		2	車椅子バスケットボール	○		
3	アーチェリー	○			3	ソフトボール		○	
4	卓球	○	○	○	4	グランドソフトボール ※	○		
5	フライングディスク	○	○		5	バレーボール	○	○	○
6	ボウリング		○		6	サッカー		○	
7	ボッチャ	○			7	フットソフトボール		○	

※「障害区分」 身＝身体障害者、知＝知的障害者、精＝精神障害者

※名称変更：「グランドソフトボール」→ R8.4～「ブラインドベースボール」

○ その他：実施競技以外の競技も、主催者間で協議の上「オープン競技」として実施できる。

例）R6佐賀県：8競技（ブラインドテニス、ソーシャルフットボール、ウォーキングフットボール、ふうせんバレーボール、パラサーフィン、電動車椅子サッカー、スポーツウエルネス吹矢、卓球バレー）

8 参加者数（R6佐賀県実績）

9,573人（都道府県選手団6,602人、競技役員・補助員2,971人）

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 実施競技 一覧

※ 国民スポーツ大会(正式競技・特別競技・公開競技) = R10～13年大会の実施競技

国民スポーツ大会	正式競技	【37競技】 ○ 毎年実施 36競技 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン ○ 隔年実施 2競技 馬術、なぎなた ※ 冬季大会:3競技(スキー、スケート、アイスホッケー)を毎年実施
	特別競技	【1競技】 高等学校野球
	公開競技	【8競技】 綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ ※ 当該中央競技団体が主体となり、開催都道府県の合意を得た上で実施することができる
	デモンストレーションスポーツ	【正式競技・特別競技・公開競技以外の競技】 (開催県スポーツ協会に加盟又は承認された団体の競技) 例) R7・滋賀県:26競技 (ウォーキング、スポーツウエルネス吹矢、ソフトバレーボール 等) ※ 開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる

全国障害者スポーツ大会	個人競技	「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定められた個人競技【7競技】 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ ※ 個人競技・団体競技は、オープン競技と区分するため「正式競技」と称することがある
	団体競技	「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定められた団体競技【7競技】 バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール(R8～ブラインドベースボール)、バレーボール、サッカー、フットソフトボール
	オープン競技	【開催県が選択する競技】 (全国障害者スポーツ大会競技規則に定められていない競技・種目) 例) R7・滋賀県:4競技 (卓球バレー、スポーツウエルネス吹矢、SOバドミントン、ゴールボール) ※ あらかじめ主催者間で協議のうえ実施することができる

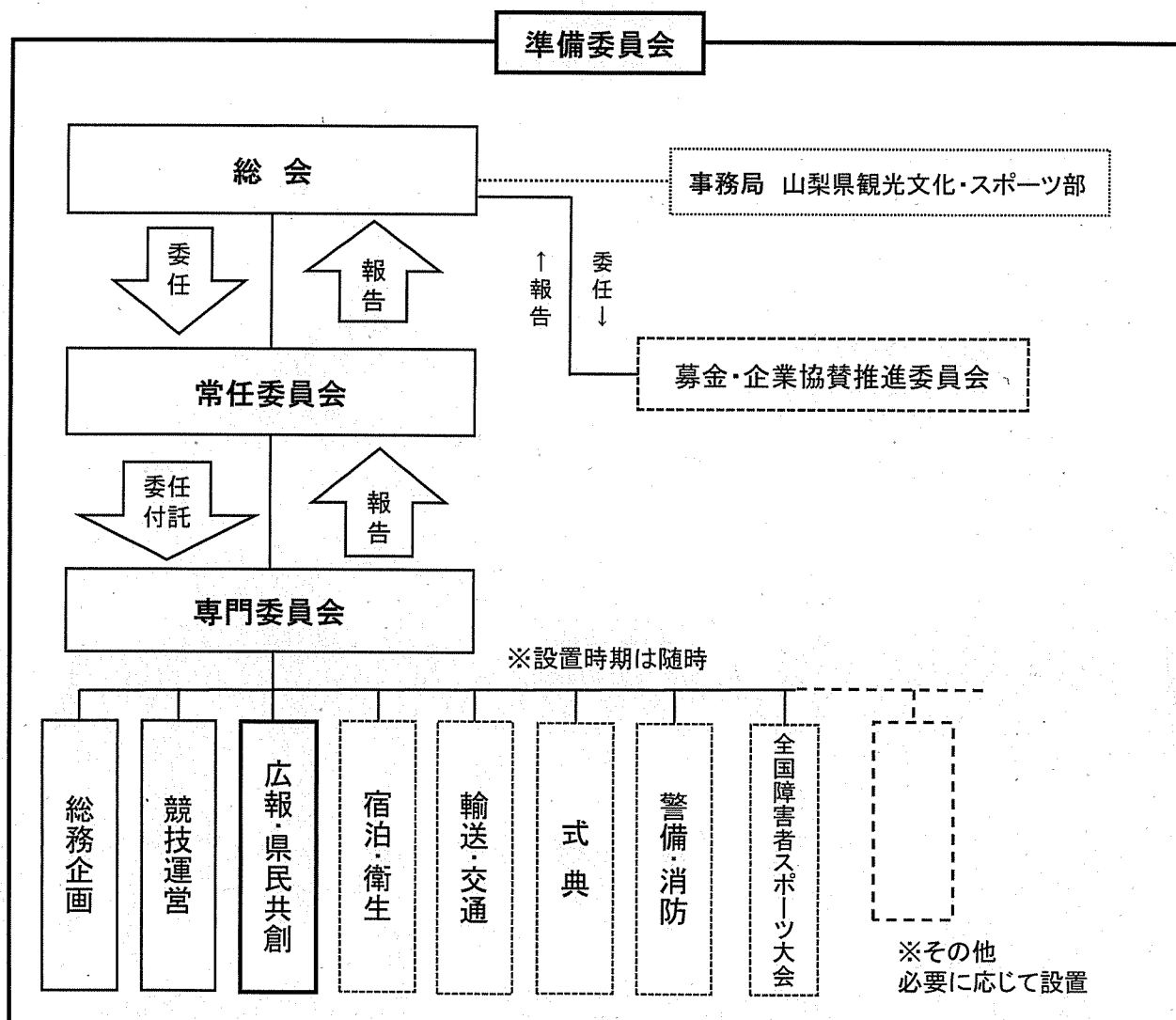
○ 「R14・山梨県大会」実施競技の決定時期・決定方法

大会	競技	決定時期	決定方法
国民スポーツ大会	正式競技・特別競技・公開競技	R 7年度	日本スポーツ協会がR14～17年大会の実施競技を選定
	デモンストレーションスポーツ	R11年度	山梨県の選定した競技を日本スポーツ協会が審議・決定
全国障害者スポーツ大会	個人競技・団体競技	R 9年度	日本パラスポーツ協会が5年前までに決定
	オープン競技	R11年度	山梨県の選定した競技を日本パラスポーツ協会が審議・決定

これまでの大会開催準備経過

年	月	日	内 容
令和5年	2月7日		有識者会議「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」を設置し、以降3回にわたり会議を開催する
	5月11日		「山梨県新しい国スポ・全スポあり方検討懇話会」から、知事に報告書が提出される
	6月13日		(公財)山梨県スポーツ協会並びに山梨県障害者スポーツ協会から、大会の招致要望書が、それぞれ県、県議会及び県教育委員会に提出される
	6月20日		知事が、令和5年6月山梨県議会定例会において、第86回国民スポーツ大会並びに第31回全国障害者スポーツ大会を本県に招致する意向を表明する
	7月6日		県議会が、令和5年6月山梨県議会定例会において、「第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を可決する
	7月18日		知事、県教育委員会教育長及び(公財)山梨県スポーツ協会会長が連名により、第86回国民スポーツ大会開催要望書を(公財)日本スポーツ協会及び文部科学省に提出する
	8月24日		(公財)日本スポーツ協会において、第86回国民スポーツ大会の山梨県開催が内々定される
	10月18日		第1回市町村担当者連絡会議を開催
	11月20日		第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会設立総会・第1回常任委員会を開催
令和6年	2月20日		第1回競技運営専門委員会を開催
	2月21日		第1回総務企画専門委員会を開催
	2月28日、29日		第2回市町村担当者連絡会議を開催
	3月5日		第1回競技団体担当者連絡会議を開催
	5月14日		各競技団体担当者連絡会を開催 ※県スポ協諸会議において説明
	6月4日		第2回総会を開催
令和7年	1月17日		第3回市町村担当者連絡会議を開催
	2月28日		第2回競技運営専門委員会を開催（書面開催）
	3月7日		第2回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
	3月11日		各競技団体担当者連絡会を開催 ※県スポ協諸会議において説明
	3月28日		第2回常任委員会を開催（書面開催）
	6月19日		第3回総会を開催（書面開催）
	9月30日		第3回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
	10月24日		第3回常任委員会を開催（書面開催）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会組織図



会議の概要

- 総会**
- ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・施策の審議・決定を行う機関(専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定)
 - ・総会から委任された事項(開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等)の審議決定
- 専門委員会**
- ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項(専門的な施策)を審議・調査
- | | | |
|-------------|-----|-----------------------------|
| 総務企画 | ... | 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等 |
| 競技運営 | ... | 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等 |
| 広報・県民共創 | ... | 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等 |
| 宿泊・衛生 | ... | 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等 |
| 輸送・交通 | ... | 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等 |
| 式典 | ... | 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等 |
| 警備・消防 | ... | 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等 |
| 全国障害者スポーツ大会 | ... | 大会の開催準備 |

※専門委員会の名称・分掌は想定

募金・企業協賛推進委員会(特別委員会) ・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会 構成員名簿

(令和7年6月2日現在)

会長(1名)
知 事

副会長(7名)
山梨県議会議長
山梨県副知事
山梨県教育委員会教育長
山梨県市長会会長
山梨県町村会会長
公益財団法人山梨県スポーツ協会会長
山梨県障害者スポーツ協会会長

顧問(7名)
国会議員 衆議院議員(3名)
国会議員 参議院議員(4名)

参与(51名)
県議会
県議会議員(36名)
報道
読売新聞社甲府支局長、時事通信社甲府支局長、日本経済新聞社甲府支局長、産経新聞社甲府支局長、日本放送協会甲府放送局長、 一般社団法人共同通信社甲府支局長、株式会社山梨日日新聞社取締役会長兼社長、株式会社山梨放送代表取締役社長、毎日新聞社甲府支局長、株式会社テレビ山梨代表取締役社長、 朝日新聞社甲府総局長、テレビ朝日甲府支局長、フジテレビジョン甲府支局代表、山梨県CATV連絡協議会会長、株式会社エフエム富士社長

216名(常任委員○印)27名、委員189名) ※委員総数は223名(副会長7名、常任委員27名、委員189名)		
県議会(5名) 山梨県議会副議長 山梨県議会総務委員会委員長 山梨県議会教育厚生委員会委員長 山梨県議会農政産業観光委員会委員長 山梨県議会土木森林環境委員会委員長		
県(22名) 山梨県公営企業管理者 山梨県警察本部長 山梨県観光文化・スポーツ部長 山梨県スポーツ統括官 山梨県各部署長・統括官(18名)		
市町村(30名) 山梨県市議会議長会会長 山梨県町村議会議長会会長 山梨県市町村長(27名) 山梨県市町村教育委員会連合会会長		
国(5名) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長 甲府地方気象台長 自衛隊山梨地方協力本部長 陸上自衛隊北富士駐屯地司令		
警備・消防(5名) 一般財団法人山梨県消防協会会長 山梨県消防長会会長 公益財団法人山梨県防犯協会会長 一般財団法人山梨県交通安全協会会長 一般社団法人山梨県警備業協会会長		
文化・芸術(3名) 山梨県文化協会連合会会長 山梨県吹奏楽連盟理事長 山梨県合唱連盟理事長		
監事(3名) 山梨県会計管理者 山梨県市長会常務理事 山梨県町村会常務理事		
学校関係(20名) 山梨県公立小中学校長会会長 山梨県高等学校長協会会長 公益社団法人山梨県私学教育振興会理事長 一般社団法人山梨県専修学校各種学校協会会長 山梨県国立幼稚園教育研究協議会会長 山梨県保育協議会会長 国立大学法人山梨大学学長 公立大学法人山梨県立大学学長 公立大学法人都留文科大学学長 山梨学院大学学長 山梨英和大学学長 身延山大学学長 帝京科学大学学長 健康科学大学学長 大月市立大月短期大学学長 山梨学院短期大学学長 帝京学園短期大学学長 山梨県PTA協議会会長 山梨県高等学校PTA連合会会長 山梨県私立中学高等学校PTA連合会会長		
産業・経済(13名) 山梨県商工会議所連合会会長 山梨県商工会連合会会長 山梨県中小企業団体中央会会長 山梨県経営者協会会長 山梨県経済同友会代表幹事 一般社団法人山梨県銀行協会会長 山梨県信用金庫協会会長 山梨県信用組合協会会長 山梨県農業協同組合中央会代表理事会長 山梨県森林組合連合会代表理事会長 山梨県漁業協同組合連合会代表理事会長 一般社団法人山梨県建設業協会会長 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長		
通信・運送(9名) 一般社団法人山梨県バス協会会長 一般社団法人山梨県タクシー協会会長 一般社団法人山梨県トラック協会会長 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長 東海旅客鉄道株式会社静岡支社長 富士山麓電気鉄道株式会社代表取締役社長 中日本高速道路株式会社八王子支社長 東日本電信電話株式会社山梨支店長 株式会社ドコモCS山梨支店長		
体育・スポーツ(84名) 山梨県スポーツ推進審議会会長 公益財団法人山梨県スポーツ協会副会長(7名) 公益財団法人山梨県スポーツ協会専務理事 山梨県レクリエーション協会会長 山梨県スポーツ推進委員協議会会長 総合型地域スポーツクラブ山梨理事長 山梨県小中学校体育連盟会長 山梨県高等学校体育連盟会長 山梨県特別支援学校体育連盟会長 山梨県高等学校野球連盟会長 山梨県スポーツ少年団本部長 山梨県スポーツ指導者協議会会長 県各競技団体57団体の長 山梨県企業スポーツ連絡協議会会長 株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長 一般社団法人ふじくらスポーツクラブ代表理事 一般社団法人山梨ウィンベーズバスケットボールクラブ代表理事 一般社団法人クリーンファイターズ山梨代表理事 富士山GXホールディングス(株)代表取締役社長 合同会社アヴェニールサイクリング代表 株式会社山梨プロスポーツオフィス代表取締役 株式会社山梨県民球団代表取締役社長		
宿泊・衛生・観光(5名) 公益社団法人やまなし観光推進機構理事長 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 一般社団法人山梨県食品衛生協会会長 公益社団法人山梨県栄養士会会長 一般社団法人山梨県調理師会会長		
医療・福祉(6名) 一般社団法人山梨県医師会会長 一般社団法人山梨県歯科医師会会長 一般社団法人山梨県薬剤師会会長 公益社団法人山梨県看護協会会長 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会会長 日本赤十字社山梨県支部長		
社会教育(9名) 山梨県青少年団体連絡協議会会長 山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会会長 青少年育成山梨県民会会長 ボーイスカウト山梨連盟理事長 一般社団法人ガールスカウト山梨県連盟長 公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長 山梨県連合婦人会会長 一般社団法人山梨県老人クラブ連合会会長 特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会会長		
【常任委員】(計35名) 会長、副会長、○のある委員 構成員合計 285名		

【常任委員】(計35名)
会長、副会長、○のある委員
構成員合計 285名

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会は、スポーツの振興だけでなく、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与え、県民の健康増進や共生社会の実現、地域経済の活性化など、明るく豊かな地域づくりにも大きく寄与することが期待されます。

大会の開催に当たっては、主催する県や市町村、競技団体のみならず、県民や民間企業、教育機関、関係団体などが一丸となり、オール山梨で協働し、集合知を発揮しながら、スポーツの振興に取り組みます。

また、スポーツを通じた共生社会と持続可能な大会運営の実現に向け、従来の手法にとらわれず、様々な実証を行いながら、新たな時代にふさわしい大会モデルを構築することに積極果敢に挑戦していきます。

2 実施目標

(1) スポーツのチカラを生かした県民の豊かさ創出

大会の開催に向け、スポーツによって得られる楽しさや喜びを県民に広く周知するとともに、県民が身近にスポーツを楽しめる環境を整えることにより、心と体の健康増進を一層図ります。また、スポーツを楽しむ場としての本県の魅力を国内外に広く発信し、来訪者の増加による地域経済の活性化などに結びつけることにより、豊かな県民生活の創出を目指します。

(2) 次世代につながるスポーツ振興

特に、未来を担う子どもたちにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身につける重要な要素となります。このため、子どもたちのスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組むきっかけ作りを進めます。また、アスリートセンタードの視点に立ち、選手としての能力を存分に発揮できる環境作りを進めます。このことにより、国内外で活躍する選手を育成する好循環を生み出しながら、将来にわたる地域スポーツの振興を図ります。

(3) 共生社会の実現

明るく豊かな山梨を実現していくためには、お互いを尊重し、自分らしく活躍できる社会づくりが必要です。このため、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍などにかかわらず、アーバンスポーツなど様々なスポーツを楽しみ、人と人とが出会い、交流できる機会を創出します。このことにより、多様な個性を理解し、受け入れ、互いに支え合う共生社会づくりを進めます。

(4) 持続可能な大会運営の実現

大会には、スポーツを通じて人々の生活を明るく豊かにするという極めて大きな意義があるが故に、今後も継続して実施することが必要です。一方で、巨額の経費負担が全国共通の課題となっており、このままでは3巡目の大会開催は困難になるとの声もあります。この状況に一石を投じ、将来に多大な負担を残さず、次世代につながる持続可能な新たな大会運営の実現に向け、大会の大胆な簡素・効率化や新たな収入確保に取り組みます。また、施設整備においては、民間施設も含めた既存施設の有効活用を図るとともに、必要に応じて県外施設の利用も積極的に検討します。

年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2025)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度	令和14(2032)年度
開催県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県	島根県	奈良県	山梨県
開催手順	・開催要望書提出(国・県) 開催内々定(国・県)			中央競技団体 会場地・市町村視察 (国・県)	・開催申請書提出(6月)(国・県) 開催内定(国・県)	総合競技(日本・スポーツ 協会・文部科学省)(国・県)			国民スポーツ大会 リハーサル大会	全国障害者 スポーツ大会 リハーサル大会
組 織	準備委員会 ・総会 ・常任委員会 ・専門委員会 ・総務企画専門委員会 ・競技運営専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会		宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会 ＜その他委員会＞ 募金・企業協賛推進委員会	実行委員会	＜その他委員会＞ 県外開催競技会運営委員会			県大会実施本部 市町村競技会 実施本部
	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会
総務企画	開催基本方針	開催準備総合スケジュール(第1次) 開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針	開催基本方針
	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会	会場地・市町村 運営委員会
競技運営	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針
	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針	競技施設整備 基本方針
広報・ボランティア	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会
	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会	広報・ボランティア 専門委員会
宿泊・衛生	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会
	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会	宿泊・衛生 専門委員会
輸送・交通	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会
	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会	輸送・交通 専門委員会
式典	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会
	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会	式典 専門委員会
警備・消防	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会
	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会	警備・消防 専門委員会
募金・協賛	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会
	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会	募金・協賛 専門委員会

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和5年11月20日から施行する。

この規程は、令和7年10月24日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関する事。 2 会場地の選定に関する事。 3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事。 5 競技施設等の整備計画に関する事。 6 情報通信施設の整備計画に関する事。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事。	1 総合的な計画の推進に関する事。 2 競技施設基準に関する事。 3 競技施設の整備計画の推進に関する事。 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事。 5 情報通信施設の整備計画の推進に関する事。 6 文化プログラムに関する事。 7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関する事。 2 競技の企画運営の計画立案に関する事。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関する事。 4 競技用具の整備計画立案に関する事。 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関する事。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関する事。	1 競技運営に係る計画の推進に関する事。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関する事。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関する事。 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関する事。 5 競技記録集計処理の推進に関する事。 6 リハーサル大会の推進に関する事。 7 その他競技に係る事項の推進に関する事。
広報・県民共創	1 広報の基本的事項に関する事。 2 県民共創の基本的事項に関する事。 3 その他広報及び県民共創に係る重要な事項に関する事。	1 広報の実施に関する事。 2 県民共創の推進に関する事。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事。 4 その他広報及び県民共創に係る事項に関する事。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること

資料4 広報・県民共創専門委員会の主な審議事項とスケジュール（予定）

年 度	広報に関すること	県民共創に関すること
令7(2025) 開催7年前	広報基本方針 広報基本計画	
令8(2026) 開催6年前	愛称・スローガン募集・選定 マスコットキャラクターデザイン選定	
令9(2027) 開催5年前		県民共創基本方針 県民共創基本計画
令和10 (2028) 開催4年前		アクションプログラム の検討・策定
令和11 (2029) 開催3年前		ボランティアの 募集・養成
令和12 (2030) 開催2年前		
令和13 (2031) 開催1年前		
令和14 (2032) 開催年	国スポ(正式競技・特別競技)リハーサル大会 全スポ リハーサル大会 第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 開催	

基本計画に基づき広報活動を実施

基本計画に基づき県民共創活動を推進

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 広報基本方針（案）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動については、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、大会の開催の意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、開催に向けた機運の醸成を図るため、次の方針により実施する。

- 1 県、市町村、学校、企業、ボランティア団体、NPOなど多様な主体と連携し、オール山梨で協働しながら各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、大会の広報に努める。
- 2 準備期間を含めて、報道機関との連携やSNSをはじめとした多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、山梨が誇る自然の恵み、歴史、文化、芸術、暮らし等の多彩な魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催に向けて機運を高める。
- 4 大会の映像、写真等を撮影・収集し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会の開催成果を山梨県の財産として未来へ継承する。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 広報基本計画（案）

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会（以下「大会」という。）に向け、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会広報基本方針」（以下「広報基本方針」という。）に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットキャラクター等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の活用により大会開催に関する情報を発信するなど、広報活動を展開する。

- (1) 広報誌の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 各種ガイドブック等の作成
- (4) 広報グッズ等の作成

3 多様なメディアによる情報発信

報道機関との連携やSNSをはじめとした多様なメディアを活用し、迅速かつ広域的な情報発信により広報活動を展開する。

- (1) ホームページ・SNS等による情報発信
- (2) 新聞・ラジオ・テレビ等による情報発信

4 イベント等による広報

各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 県、市町村、関係機関、学校等において実施する各種イベント等におけるPR活動等の実施

5 屋外広報物による広報

横断幕等の屋外広報物の設置により大会開催の広報活動を推進する。

- (1) 横断幕等の設置
- (2) 案内表示等の設置

6 大会記録集等の制作

大会の開催成果を大会映像等に記録する。

- (1) 大会記録集の制作
- (2) 大会記録映像の制作

7 記念グッズ等による広報

大会開催を記念するグッズ等を作成、大会開催の広報活動を推進する。

- (1) 記念グッズ等の作成

8 その他

その他、広報基本方針に基づき、必要な広報を実施する。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 愛称・スローガンの募集・選定等について【概要】

1 募集要項（案）の概要

- (1) 趣 旨：令和14年に開催する両大会に向けて機運を高めるため、大会を象徴し、広く県民に愛される「愛称」及び「スローガン」を募集する
- (2) 募集期間：令和8年3月23日（月）～5月29日（金）
- (3) 募集資格：年齢や性別、県内居住の有無など制限はなし
- (4) 応募作品等：「愛称」、「スローガン」 ※それぞれ最優秀賞：1作品、優秀賞：3作品
※この他、詳細は別紙1をご確認ください

2 選定要領（案）の概要

- (1) 審査基準
- ① 共通：言葉の響きやリズムがよく、印象に残ること など
- ② 愛称：親しみやすく呼びやすいもの／山梨の魅力を発信できるもの など
- ③ スローガン：大会に向けた思いを印象づける言葉／山梨をイメージできる言葉 など
- (2) 審査・決定のスケジュール：

年月	広報・県民共創専門委員会	事務局
R7年度 11月	○第1回専門委員会 ・募集要項（案）、選定要領（案）、懸賞当選者抽選要領（案）の審議・承認	
3月	募集期間：令和8年3月23日（月）～令和8年5月29日（金）	
R8年度 6月	第1次応募作品一覧表 (各50作品程度) ↓	(1) 第1次選定 ・応募作品から各50作品程度を選定し、「第1次候補応募作品一覧表」を作成し、各委員に報告
8月	(2) 第2次選定 ・各委員は「第1次候補応募作品一覧表」から各5作品程度を選定し、事務局に提出	各委員から 各5作品程度を提出 ↓
9月	最終候補作品一覧表 (各10作品程度) ↓	・提出作品に「類似商標調査」を実施し、「第2次候補作品一覧表」を作成 (3) 第3次選定 ・「第2次候補作品一覧表」から上位10作品を選定し、「最終候補作品一覧表」を作成し、委員会に報告
10月	(4) 第2回専門委員会 ・「最終候補作品一覧」から最優秀賞1作品、優秀賞3作品を選定し、決定する	
11月		○常任委員会に各決定作品を報告
12月		○JSP0国スポ委員会に協議・承認

※この他、詳細は別紙2をご確認ください

3 懸賞当選者抽選要領（案）の概要

- 採用作品が複数の者から応募があった作品は、委員会で抽選により懸賞当選者を選定
- ※この他、詳細は別紙3をご確認ください

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 愛称・スローガン募集要項（案）

1 趣旨

山梨県では、令和 14 年に開催する第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国パラスポーツ大会に向けて機運を高めるため、大会を象徴し、広く県民に愛される「愛称」及び「スローガン」を募集します。

2 募集期間

令和 8 年 3 月 23 日（月）～5 月 29 日（金）

3 応募資格

年齢や性別、県内居住の有無など、制限はありません。

未成年の方は、保護者の同意が必要です。（ご応募いただく際に保護者の方の氏名及び電話番号（平日日中帯にご連絡が取れる連絡先）を応募フォームへご入力いただく必要があります。）

4 募集作品及び条件

（1）愛称

- ・親しみやすく呼びやすい、山梨県らしさあふれる言葉で表現された、令和 14 年に開催される国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の共通の名称・呼び名のことです。
- ・「国民スポーツ大会」と「全国パラスポーツ大会」の略称は、それぞれ「国スポ」「全スポ」とします。
- ・「〇〇国スポ・全スポ」「国スポ・全スポ〇〇」など、「国スポ・全スポ」の文字を必ず入れてください。
- ・「山梨」を入れる場合は、ひらがな、カタカナ、ローマ字（YAMANASHI）を問いません。

（2）スローガン

- ・山梨県で開催する大会の趣旨や目的、大会に向けた思いを印象づける言葉キャッチコピーのことです。

5 応募方法

- （1）ご応募はインターネット（専用ホームページ）から受け付けます。

電話、FAX、電子メールによる応募は受け付けません。

- （2）応募 1 件につき、「愛称」、「スローガン」各 1 作品を明記し、それぞれに説明や込められた思い（200 文字以内）を必ず記載してください。

なお、「愛称」、「スローガン」のいずれか又は、両方の応募も可能です。

- （3）応募者の名前（ふりがな）、郵便番号、住所、年齢、電話番号、職業（学校名、学年）を記入してください。

- （4）作品は、自作で未発表のものに限ります。

- （5）1 人何作品でも応募できます。ただし、1 回の応募につき各 1 作品の応募とし、それぞれ異なる作品に限ります。

6 審査及び決定方法

- (1) 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会において審査し、採用作品を決定します。
- (2) 採用作品の発表は、令和 8 年 1 1 月頃にホームページなどで公表します。

7 懸賞

応募作品の中から、次のとおり採用作品を決定し、賞状、賞金を贈呈します。また、採用作品の応募者が複数ある場合は、抽選による懸賞当選者を 1 名決定します。

※小学生以下は相当額の図書カードを贈呈します

- (1) 愛称
最優秀賞 1 作品（賞状・賞金 5 万円）
優秀賞 3 作品（賞状・賞金 1 万円）
- (2) スローガン
最優秀賞 1 作品（賞状・賞金 5 万円）
優秀賞 3 作品（賞状・賞金 1 万円）

8 その他

- (1) 採用作品は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会の「愛称」、「スローガン」として採用し、その広報活動などに広く使用します。
- (2) 採用作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、商標権その他一切の権利は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会に帰属するものとします。
- (3) 応募作品について著作権等に関わる問題が生じないよう十分注意し、生じた場合は応募者の責任において処理することとし、準備委員会は一切の責任を負わないこととします。
- (4) 応募作品は、返却しません。
- (5) 応募作品は、補作（加筆・修正）を行った上で、採用作品とする場合があります。
- (6) 住所、名前、電話番号等の個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。なお、懸賞当選者の名前、住所（市町村名）、職業（学校名・学年）については原則公表します。
- (7) この募集要項に違反したものは、審査の対象となりません。後日違反が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- (8) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。
- (9) 令和 13 年度から、「全国障害者スポーツ大会」は「全国パラスポーツ大会」に名称が変更します。

9 応募・問い合わせ先

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

事務局：第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会事務局（山梨県観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室内）

TEL：055-223-1780

FAX：055-223-1786

MAIL：sports-js@pref.yamanashi.lg.jp

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 愛称・スローガン選定要領（案）

1 目的

この要領は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会の「愛称」及び「スローガン」の採用作品を選定するために必要な事項を定める。

2 審査基準

選定にあたっては、次の事項を勘案して審査するものとする。

(1) 共通

- ・ 言葉の響きやリズムがよく、印象に残ること。
- ・ 一部の地域に限定される表現が用いられていないこと。
- ・ 過去に使用された作品と類似していないこと。

(2) 愛称

- ・ 誰からも親しみやすく、呼びやすいものであること。
- ・ 山梨県の魅力を広く発信できるものであること。

(3) スローガン

- ・ 山梨県で開催される大会の趣旨や目的、大会に向けた思いを印象づける言葉であること
- ・ 山梨県をイメージできる言葉・フレーズが用いられていること。

3 審査・決定方法

審査は、事務局による調整の後、広報・県民共創専門委員会にて審査を行う。

(1) 事務局による第 1 次選定

事務局は、応募作品をとりまとめ、愛称、スローガンごとに「応募作品一覧表」を作成する。さらに、事務局は審査基準に基づき「応募作品一覧表」の中から 50 作品程度の数の作品を選定し、「第 1 次候補応募作品一覧表」を作成する。

(2) 広報・県民共創専門委員会委員による第 2 次選定

- ① 委員は、「第 1 次候補応募作品一覧表」の中から、優れていると思われる各 5 作品程度を選定し、その結果を事務局に提出する。（委員による補作は行わない）
- ② 事務局は、前項で提出された作品をまとめ、類似商法調査を行った後、「第 2 次候補作品一覧表」を作成する。

(3) 事務局による第 3 次選定

事務局は、「第 2 次候補作品一覧表」の中から、優れている作品に得点に基づいて順位を付けて 10 作品を選定し、「最終候補作品一覧表」を作成の上、広報・県民共創専門委員会に報告する。（事務局による補作を行うことができる。）

(4) 広報・県民共創専門委員会による決定

専門委員会を開催し、事務局から報告を受けた「最終候補作品一覧表」について協議し、最終的に最優秀作品 1 作品と優秀作品 3 作品を選定し、決定する。

(5) 受賞者の決定

最優秀作品、優秀作品の応募者が複数ある場合は、別途定める抽選方法により、受賞者を決定する。

4 報告及び発表

常任委員会において、愛称及びスローガンの採用作品を報告する。

採用作品の発表は、県ホームページなどで公表する。

愛称・スローガン選定状況（R6～R13）

開催県		R 6 年（2024年） 佐賀県	R 7 年（2025年） 滋賀県	R 8 年（2026年） 青森県	R 9 年（2027年） 宮崎県
方法		公募	公募	公募	公募
募集期間		H30. 9. 15～H30. 10. 31 ＜6 年前＞	H30. 9. 20～H30. 11. 12 ＜7 年前＞	H30. 12. 10～H31. 1. 25 ＜8 年前＞	R1. 8. 12～R1. 9. 30 ＜8 年前＞
愛称	作品		わたSHIGA輝く国スポ・障スポ	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
	応募総数	1,254点	10,601点	7,147点	5,451点
	趣旨等	名称が国民スポーツ大会に変わり、佐賀大会がスポーツ大会として初めての本大会になるため、『スポーツだからできること』にスポットを当てた、『新しい大会』を目指す。	選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指す。	青い空、青い海や湖、青い山並など美しく自然に恵まれた青森県で、国スポに参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いききと煌めくような大会を目指す。	宮崎県の温暖な気候、温かい県民性を「ひなた」と表現し、大会に参加する選手たちの「ひなた」のような輝きによって、全国に元気・勇気・感動を広げる大会を目指す。
スローガン	作品	新しい大会へ。 すべての人に、スポーツのデカラを。	湖国の感動 未来へつなぐ	翔けろ未来へ縄文の風に乗って	紡ぐ感動 神話となれ
	応募総数	1,254点 ※愛称・スローガン一応応募	10,209点	7,079点	5,287点
	趣旨等	新しく生まれ変わるスポーツ大会に相応しいデザインをイメージし、シンプルかつ率直に伝わるデザイン。	「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めている。	縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めている。	大会を通して生まれる絆や感動が、「神話」のように語り継がれる大会になってほしいという思いを込めている。
開催県		R 10 年（2028年） 長野県	R 11 年（2029年） 群馬県	R 12 年（2030年） 島根県	R 13 年（2031年） 奈良県
方法		公募	公募	公募	公募
募集期間		R3. 8. 27～R3. 10. 12 ＜7 年前＞	R4. 11. 1～R4. 12. 4 ＜7 年前＞	R3. 11. 1～R4. 1. 11 ＜9 年前＞	R7. 7. 1～R7. 9. 12 ＜6 年前＞
愛称	作品	信州やまなみ国スポ・全障スポ	湯けむり国スポ全スポぐんま	島根がみあり国スポ全スポ	
	応募総数	2,070点	2,622点	3,704点	
	趣旨等	大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指す。	上昇を続ける「湯けむり」に上昇・飛躍する群馬県を重ね、「湯けむり」のように湧き上がる創造力とエネルギーで県民一丸となって『群馬らしさ』のある大会を目指す。	島根を代表する出雲大社には毎年多くの神々が集まり、島根では神無月のことを神在月と呼ぶ。島根で開催される国スポ・障スポのイメージに一致する。	
スローガン	作品	行こう。それぞれの頂へ。	未制定	自分を越える、神話をつくれ	
	応募総数	2,134点		3,230点	
	趣旨等	頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが想うゴールがある。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の想い描く頂を目指す様子をイメージ。		自分の限界に挑戦することの意義を島根の魅力（神話のまち）と合わせて表現。	

＜参考：本県前回開催の国民体育大会・全国身体障害者スポーツ大会の愛称及びスローガン＞

開催県	愛称	スローガン
昭和 61 年 (1986 年)	かいじ国体	ふれあいの輪をひろげよう
	ふれあいのかいじ大会	やまなみに ひびけ とどけ このちから

※今回の募集は、国スポ・全スポ共通の愛称及びスローガンとします

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 愛称・スローガン懸賞当選者抽選要領（案）

1 趣旨

この要領は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会広報・県民共創専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、愛称・スローガンの採用作品が複数の者から応募があった作品である場合に、懸賞当選者を選定するために必要な事項を定める。

2 抽選対象者の確定

- （1）複数の者から応募があった採用作品を対象作品といい、その応募者を抽選対象者とする。
- （2）第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会事務局（以下「事務局」という。）は、対象作品ごとに抽選対象者に抽選番号を付し、抽選対象者一覧表を作成する。

3 抽選の場所および抽選者

- （1）抽選は、専門委員会において行うものとする。
- （2）抽選者は、専門委員会委員長とする。

4 抽選方法

- （1）事務局は、抽選対象者一覧表により、抽選対象者の確認を行う。
- （2）事務局は、抽選番号が書かれた抽選カードを抽選箱に入れ、抽選者は抽選箱から一枚の抽選カードを取り出す。
- （3）事務局は、抽選箱から取り出された抽選カードの番号を確認し、抽選対象者一覧表から該当する抽選番号が付された抽選対象者の氏名、住所等を読み上げ、懸賞当選者を決定する。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 マスコットキャラクターの選定・制作等について（案）

1 マスコットキャラクターの選定

平成22年から山梨の観光マスコットとして活動し県内外に広く周知されており、PR効果が高まることが期待できるため、「富士の国やまなし観光キャラバン隊長」の「武田菱丸」を採用したい。



【プロフィール】

- ・性格：勇敢で頭脳明晰。
従順でみんなに優しく、がまん強い。
でも、ちょっぴり淋しがりや
- ・宝物：武田菱の兜、富士山の腹掛け、
いつも持ってる風林火山の軍配
- ・趣味：信玄公祭りを盛り上げること
- ・好物：陣中ほうとう、甲州とりもつ煮
- ・好きなことば：皆のもの～出陣じゃ～！
- ・チャームポイント：黒目がちなつぶらな瞳

武田菱丸

2 大会仕様デザイン等の制作・決定

マスコットキャラクターの大会仕様デザイン等を次の方法により制作・決定したい。

（1）大会仕様デザインの制作

国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会を象徴し、想起させる大会仕様デザインの制作について、次の「デザイン要件」を付して著作者に依頼したい。

○デザイン要件

国民スポーツ大会	全国パラスポーツ大会
・「2032」と記載されたスポーツユニフォームを着用し、正面に向かって走るデザイン	・国民スポーツ大会のデザインを踏襲しつつ、車椅子を利用するなど、障害者スポーツの要素を含むデザイン

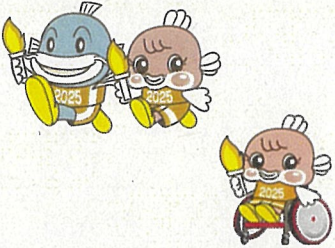
（2）各競技種目デザインの制作

国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の各競技種目に係るデザイン（62種類）の制作について、著作者に依頼したい。

（3）制作デザインの決定

上記（1）及び（2）により制作されたデザイン（案）を、令和8年度広報・県民共創専門委員会において協議・承認いただき、常任委員会に報告し、決定となる。

大会マスコットキャラクターの制作状況 (R7~R12)

開催年 (開催県)	県マスコットキャラクター	大会仕様デザイン
令和7年 (滋賀県)	○キャッフィー 「スポレク2008」のマスコットキャラクターとして平成19年に誕生。 	
令和8年 (青森県)	○アップリート君 平成19年度に開催された第20回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクあおもり2007」のマスコットキャラクターとして、公募により誕生。 	
令和9年 (宮崎県)	○みやざき犬 平成23年に県のシンボルキャラクターとして公募により誕生。 	
令和10年 (長野県)	○アルクマ 平成21年JRグループ信州デスティネーションキャンペーン(県・自治体・観光事業者が連携した大型観光キャンペーン)のキャラクターとして誕生。 	
令和11年 (群馬県)	○ぐんまちゃん 知的障害者スポーツ大会「ゆうあいピック群馬大会」を機に平成6年に誕生。 	
令和12年 (島根県)	○しまねっこ 平成22年1月に島根県観光連盟のマスコットキャラクターとして公募により誕生。 	

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会
山梨県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（特別委員会）

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。